

令和5年第3回

座間市農業委員会定例総会

日時・令和5年3月27日（月）

午後1時30分

場所・座間市役所 6F 全員協議会室

第3回座間市農業委員会定例総会議事録

令和5年3月27日、第3回座間市農業委員会定例総会を座間市役所全員協議会室へ招集した。

会議に出席した委員

- | | |
|----------|----------|
| 1 加藤 博之 | 7 大木 秀春 |
| 2 吉川 充 | 8 小野 たづ子 |
| 3 曾根 覚 | 9 井上 俊春 |
| 4 鈴木 寛幸 | 10 小泉 聡 |
| 5 小林 多賀雄 | 11 草薙 初夫 |
| 6 飯島 英勝 | 12 大矢 義孝 |

会議を欠席した委員

会議に遅刻した委員

会議を早退した委員

会議に出席した農地利用最適化推進委員

大木 秀夫、澤田 富美雄、若菜 成之

書記は次のとおり

- | | | |
|---|------|-------|
| 1 | 事務局長 | 山本浩由 |
| 2 | 次長 | 曾根和士 |
| 3 | 庶務係長 | 曾根裕次 |
| 4 | 主事補 | 束田佑太郎 |

議事日程

- 1 議事録署名委員の指名について
- 2 諸報告について
- 3 報告第5号 農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について
- 4 報告第6号 農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について
- 5 議案第11号 新規就農申請について
- 6 議案第12号 新規就農申請について
- 7 議案第13号 農用地利用集積計画について
- 8 議案第14号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 9 議案第15号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 10 議案第16号 農地法第3条の規定に基づく許可申請について
- 11 議案第17号 引き続き農業経営を行っている旨の証明について
- 12 議案第18号 農地改良工事施工届出について
- 13 議案第19号 座間市農業委員会規程の一部改正について
- 14 議案第20号 座間市農業委員会職員倫理規程の一部改正について

その他

午後 1 時30分開会

議 長

ただいまの出席委員は12人で、定足数に達しております。

これより令和5年第3回座間市農業委員会定例総会を開催いたします。

それでは、本日の議事に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布されたとおり定めましたので、ご了承願います。

日程第1、議事録署名委員の指名について。

座間市農業委員会会議規則第18条の規定により、4番鈴木寛幸委員、11番草薙初夫委員の兩名を指名いたします。

次に、日程第2、諸報告について。事務局より報告を求めます。

事 務 局

それでは、日程第2の諸報告をさせていただきます。資料をご覧ください。

まずは、1の会務報告です。今回は、令和5年2月22日（水）から令和5年3月26日（日）までの概要でございます。

先月、2月22日（水）、この場所におきまして、令和5年第2回定例総会を開催いたしました。定例総会では、農地法第4条、1件、1筆の農地転用、農地法第5条、6件、6筆の市街化区域の農地転用届出について、専決処分の報告をさせていただきました。

議案としましては、農地法第4条の規定に基づく許可申請について、1件、1筆、非農地証明の発行について、1件、1筆、引き続き農業経営を行っている旨の証明について1件、4筆、農用地利用集積計画について、1件、1筆の以上4議案につきましてご審議、ご承認をいただきましたので、事後それぞれ所要の手続をさせていただきました。

続きまして、3月6日（月）、7日（火）、16日（木）には、農地パトロールを実施しました。

3月22日（水）には農振部会、農地部会を開催しております。

農振部会では、新規就農希望者2名を面接し、協議・検討を行いました。

農地部会では、本日の議案に対し事前協議を行いました。

続きまして、2の諸証明ですが、この間の発行件数は合計15件でございます。内容は資料記載のとおりで、座間市農業委員会規程第11条の規定により、処理をさせていただきました。

諸報告は以上でございます。

議長 　　ただいま、事務局より報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について及び日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について事務局より報告を求めます。

事務局 　　日程第3、報告第5号、農地法第4条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第4条第1項第8号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年3月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

続けまして、日程第4、報告第6号、農地法第5条の規定に基づく農地転用届出について。

農地法第5条第1項第7号の規定に基づく農地転用届出について、座間市農業委員会規程第11条第2項第1号の規定に基づき別紙のとおり受理し、受理通知書を交付したので、同条第3項の規定に基づき報告します。

令和5年3月27日、座間市農業委員会事務局長、山本浩由。

次第最終ページの総括表をご覧ください。

法第3条届出については、記載のとおりでございます。

法第4条届出につきまして、地目、畑が2筆、地積合計、928㎡。

法第5条届出について、地目、田が3筆、地積合計、1,731㎡、畑が7筆、地積合計、4,086.48㎡。

総合計につきまして、田が10筆、地積、5,166㎡、畑が9筆、地積、5,014.48㎡、全ての合計が、筆数合計、19筆、地積合計が1万180.48㎡でございます。

以上です。

議長 　　ただいま、まとめて報告がございました。
報告に対して、ご質疑ございませんか。よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 　　本件報告ですので、ご了承願います。

次に、日程第5、議案第11号、新規就農申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局

日程第5、議案第11号、新規就農申請について。

座間市新規就農者の認定に関する要綱第4条の申請に基づき、同要綱第5条により新規就農者として認定したいので議決を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料3ページをご覧ください。

申請人は、座間市相模が丘五丁目 [] にお住まいの、 [] さんです。

[] さんは、現在76歳で、令和4年4月からかながわ農業アカデミー技術専修科に通い、栽培方法や土壌肥料、病害虫、農業機械の取扱いのほか、農業気象や農業簿記、農業法規等、農家として必要な知識や技能を習得されました。また、大木農地利用最適化推進委員の指導を受けながら実務研修も行いました。今月でアカデミーを卒業見込みである証明書が申請書に添付されております。

就農後は、馬鈴薯を作付し、所得目標は、3年後に [] 円です。

農業機械等ですが、軽トラックは既に注文済みでございまして、耕耘機は、今後、取得するまではレンタルし、行く行くは圃場に収納小屋を設置し、出荷調整や道具の保管場所にするとのこと。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長

ただいま、議案第11号、新規就農申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

小林多賀雄部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農振部会長

農振部会で協議いたしました。部会員の皆さんの活発なる意見を取り上げ、それに対する返答を聞きまして、大分やる気があるということで、これではいいのではないかと結論に達しております。

以上。

議長

それでは、農振部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

鈴木委員

3年後に [] 円という収入見込みなのですが、この辺はある程度、委員の中で、なるほどこれくらいなら収入が見込めるという根拠というのですか、その辺は

ありますか。

小林農振部会長 その辺も皆さんからいろいろありましたけれども、非常に本人のやる気が強くて、初めから飛ばすというのはおかしいし、やりたいという人に少しやってもらったほうがいいのではないかということになったので、その辺のところはあまり言いませんでした。

以上です。

議 長 事務局、どうですか。追加答弁がありましたら。

事 務 局 3年後に〇〇〇〇円という所得目標は、アカデミーの担当者と一緒に定めておりますので、そんなにめちゃくちゃな数字ではないです。

最初は、この後、議案で出てくるのですけれども、農地の貸し借りで農地を確保するのですが、行く行くは2年後に、2年後と言わず今年のうちにもう少し広げたりして、順調にいけば、そんな無理な数字ではないと考えております。

議 長 基本的に、ここに出ている〇〇〇〇円という数字は3年後なのです。だから、来年からという数字ではないので、当面は農地を増やしたり、耕作をされていって、基本は根菜類が多いので、そういうことも考慮した中での数字かと思うのです。

いかがでしょうか。

鈴 木 委 員 〇〇〇〇円の収入を上げるということは、農地の面積的にどのぐらい必要になるのですか。

議 長 農振部会長、分かりますか。

小林農振部会長 私自身は、根菜類は食べる程度プラスアルファぐらいしか作っていないもので、根菜類での収入はあまりよく分かりません。

議 長 今、部会長が言われたように3反ぐらいないとなかなか上がってこないという感じがします。今後、増やしていかれるということなので、今日、明日というわけにはいきませんが、少し見ていただくのは大事かと思えます。

よろしいですか。

その他よろしいですか。

正直に言って、農振部会長から話もございましたけれども、年齢的なものも少しネックになったのですけれども、ご本人は今、ジム等に通って健康管理をしておられるというお話もあって、当面、一応、座間市の新規就農の内規には該当しておりますので、まずは、今後、利用集積等で上がってきたときに、農地部会等で確認をいただく

というところは必要な部分があるのかとは思っております。それを今後、徐々に見て
いっていただきたいと、見守っていただきたいと思っておりますので、よろしくご理解をお
願いしたいと思います。

では、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第11号、新規就農申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部
会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第11号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第6、議案第12号、新規就農申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第6、議案第12号、新規就農申請について。

座間市新規就農者の認定に関する要綱第4条の申請に基づき、同要綱第5条により
新規就農者として認定したいので議決を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は4ページをご覧ください。

申請人は、座間市入谷東2丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。

■■■■■さんは現在、33歳で、先ほどの■■■■■さんと同じく、令和4年4月から、かなが
わ農業アカデミー技術専修科に通い、農家として必要な知識や技能を習得されました。

農家実務研修では、加藤タケシさんの指導の下、露地野菜の播種から収穫、出荷調
整、販売まで一通りの作業を経験しました。

■■■■■さんにつきましても今月でアカデミーを卒業見込みである証明書が申請書に添
付されております。

就農後は露地野菜を中心に作付し、所得目標は年間■■■■■円です。

農業機械については、軽トラックと刈払機は取得済み、トラクターはレンタルし、
管理機は今後、取得予定です。

事務局職員宅の庭先を利用し、出荷調整等を行う予定とのことでした。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第12号、新規就農申請について、提案理由並びに補足説明がござい

ました。

本案は、さきの農振部会において協議・検討されております。

小林多賀雄部会長より協議概要の報告を求めます。

小林農振部会長 この方も先ほどの■■■さんと同じようにやる気が非常に強くて、途中でくじけるようなことはなさそうなので、委員みんなで協議した結果、いいのではないかということで、本会に提出しました。

以上です。

議長 農振部会長の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第12号、新規就農申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第12号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第7、議案第13号、農用地利用集積計画について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第7、議案第13号、農用地利用集積計画について。

農業経営基盤強化促進法第18条の規定に基づき、農用地利用集積計画について承認を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料5ページをご覧ください。

農用地の利用集積計画は、農業経営基盤強化法に基づき、座間市において基本的構想を定め、農作業や農地の管理を任せたい農地所有者と農地を借りて経営規模を拡大したい希望を持つ農業者との間に市が入り、農地の貸し借り等を農地法によらずに行うものでございます。

では、5ページの中身を順番に読み上げてまいります。

番号1、貸人ですが、■■■さんと■■■さん。住所は、座間市入谷西二丁目■■■。所在地は、栗原字小池東原■■■、地目、畑、地積、895㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人ですが、先ほどご承認いただきました■■■さんでございます。

始期は令和5年4月1日から、終期は令和7年12月31日の、期間が2年9箇月です。

番号2、貸人、■■■さん、■■■さん。■■■さんの住所が、座間市相武台三丁目■■■、■■■さんの住所が、座間市栗原■■■。所在地が、栗原字中丸■■■の一部、地目、畑、地積、1,104㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人ですが、先ほどご承認いただきました■■■さんです。

始期は令和5年4月1日からで、終期は令和7年12月31日の、期間が2年9箇月です。

番号3、貸人が、■■■。住所が、座間市入谷西四丁目■■■。所在地が、四ツ谷東裏■■■、地目、田、地積、961㎡。利用権の種類は使用貸借。

借人が、■■■さん。住所は、座間市四ツ谷■■■。

始期は、同じく令和5年4月1日から、終期は令和10年12月31日の、期間が5年9箇月です。

案内図につきましては、お配りしました別紙追加資料をご覧ください。

栗原にある乗馬クラブ北側の畑、1筆と、座間厚生病院の西側にある畑、1筆の一部、それから、3番目の四ツ谷ですが、日枝神社の南側にある田、1筆でございます。

この農用地利用集積計画につきましては、借手側の審査をしていただくものになります。

借人の■■■さんと■■■さんは、先ほど新規就農の決定をいただきましたので説明は省略いたします。

■■■さんにつきましては、市内で約6反の農地を意欲的に耕作している方です。

今回の農用地利用集積計画では、貸人が5人、借人が3人、筆数が3筆、面積の合計が2,960㎡の利用集積計画となりました。

内容につきましては以上となります。ご審議よろしく願います。

議長 ただいま、議案第13号、農用地利用集積計画について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第13号、農用地利用集積計画について、「承認」することに賛成の方の挙手を

求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第13号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第8、議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第8、議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料6ページをご覧ください。

譲渡人ですが、座間市入谷西一丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんと■■■■■さん譲受人は、座間市入谷西四丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さんです。

土地につきましては、番号1、入谷西五丁目■■■■■、地目、田、地積、621㎡。番号2、入谷西五丁目■■■■■、地目、田、地積、370㎡。番号3、入谷西五丁目■■■■■、地目、田、地積、409㎡です。

案内図につきましては、資料7ページをご覧ください。

入谷駅西側に位置する市街化調整区域の田、3筆でございます。

譲受人の■■■■■さんですが、市内で水稻を中心に意欲的に農業を営む方で、経営面積は約6,500㎡です。農業機械は、トラクター、耕耘機、田植機等を所有しております。

内容につきましては以上になります。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 先日、農地部会で現場を確認しております。この場所は田で、6ページの土地の表示で田になっているのですけれども、実際は、1番、2番、3番は畑のような状態で、田ではない状態です。それと、畑なので、現状、次期作のための耕作をされておまして、まだ作付等はこれからの状態になっております。

以上です。

議長 議案第14号の地区担当委員は鈴木寛幸委員です。
地区担当委員としての発言を求めます。

鈴木委員 ■さんにつきましては、前にも、1番、2番の東側、それから、3番の西側のほうに田を求めて、この会です承をいただいております。本人については、健康上、今、非常に安定を保ってきて、農業意欲がとても強い方でございます。そういう中で、特段、問題はないと考えております。
以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。
議案第14号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第14号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第9、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第9、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。
別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料8ページをご覧ください。

譲渡人ですが、座間市座間1丁目 ■■■■■■にお住まいの ■■■■■■さん。

譲受人は、座間市座間1丁目 ■■■■■■にお住まいの ■■■■■■さんです。

土地につきましては、番号1、新田宿字中川原下 ■■■■■■、地目、田、地積、661㎡。
番号2、新田宿字中川原下 ■■■■■■、地目、田、地積、330㎡。番号3、新田宿字中川原下 ■■■■■■、地目、田、地積、99㎡です。

案内図につきましては、資料9ページをご覧ください。

西中学校西側に位置する市街化調整区域の田、3筆でございます。

譲受人の■■■さんですが、市内で水稻を中心に意欲的に農業を営む方で、経営面積は約8,400㎡です。農業機械は、トラクター、田植機、コンバインを所有しております。

内容につきましては以上です。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件は、①、②、③ともに田という申請なもので、田については、農地部会では現状は見ない。事務局で事前に耕作されていることを確認しております。

以上です。

議長 議案第15号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 この3枚の田については、もともと譲受人の■■■さん本人が、毎年お米を作られていますので、何ら問題ないと思います。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第15号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第15号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第10、議案第16号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第10、議案第16号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について。

別紙記載の農地の所有権移転許可申請は、農地法第3条第1項の規定により適切なものと認められるので議決を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料10ページをご覧ください。

譲渡人は、座間市相武台二丁目 [] にお住まいの、 [] さん。

譲受人は、座間市入谷西二丁目 [] にお住まいの、 [] さんです。

土地につきましては、新田宿字中川原下 []、地目、田、地積、945㎡です。

案内図につきましては、資料11ページをご覧ください。

座架依橋際交差点北側に位置する市街化調整区域の田、1筆でございます。

譲受人の [] さんですが、市内で水稻を営む方で、経営面積は約3,330㎡です。農業機械は、トラクター、田植機を所有しております。

内容につきましては以上でございます。よろしくご審議お願いいたします。

議長 ただいま、議案第16号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 この件につきましても、前の項目でやった日程第10号、議案第16号と同様に田という形なので、事務局が耕作していることを確認しております。

以上です。

議長 議案第16号の地区担当委員は小林多賀雄委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

小林委員 この土地は田で、よく耕作してありまして、現在は稲株が残っているだけです。

以上です。

議長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第16号、農地法第3条の規定に基づく許可申請について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第16号は原案のとおり承認することに決しました。
次に、日程第11、議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について
議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程11、議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について。
租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受けている農地に係る農業経営を
引き続き行っている旨の承認を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料12ページをご覧ください。

申請人は、座間市座間1丁目■■■■■にお住まいの、■■■■■さん。引き続き農業
経営を行っている期間は、令和2年3月26日から令和5年3月27日まで。

特例適用農地の明細ですが、座間1丁目■■■■■、地目、畑、地積、902㎡の内882㎡
でございます。902㎡の一部に物置小屋が建ってしまっていて、案内図の点線のところ
です。この土地の右上なのですけれども、ここの部分を差し引いた882㎡について納税
猶予の申請となっております。

■■■■■さんにつきましては、相続税の納税猶予を受けられ、今回、4回目の申請で
ございます。

場所につきましては、見ていただいたと思うのですが、13ページの主要地方
土町田厚木線の北側の畑、1筆でございます。

農業経営としましては、本人のほかにも奥様と息子によりまして、水稻作や露地野菜
を作付けし、農地として良好に管理されております。

農機具は、耕耘機、トラクター、田植機、乾燥機、コンバインなどを所有しており、
全体の農地面積は、田が約3,000㎡、畑が約2,000㎡の合計、約5,000㎡の農地を耕作
されている方でございます。

内容につきましては以上でございます。ご審議よろしくお願いたします。

議長 ただいま、議案第17号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、提案理
由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告を求めます。

飯島農地部会長 本件につきましては、非常に畑の中に作物を作られておりまして、ネギ、ダイコン、インゲンマメ、ニンジン、それから、マルチで囲ってある中にハウレンソウ、コマツナと多種、立派に作物も生長しておりまして、特に問題ないと思います。

以上です。

議 長 議案第17号の地区担当委員は吉川充委員です。

地区担当委員としての発言を求めます。

吉川委員 ただいまの部会長の説明のとおりです。問題ないです。

以上です。

議 長 農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第47号、引き続き農業経営を行っている旨の証明について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議 長 挙手全員。よって、議案第17号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第12、議案第18号、農地改良工事施工届出について議題といたします。事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第12、議案第18号、農地改良工事施工届出について。

別紙資料のとおり、農地改良工事施工届出が農地改良工事指導要綱第4条の規定に基づき提出されたので承認を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料14ページをご覧ください。

農地改良工事指導要綱に基づき、南栗原にお住まいの、 さんから、農地改良工事の申請がございました。

土地については、南栗原5丁目 の一部でございます。

案内図は15ページをご覧ください。

国道246号線、西原交差点南東にある市街化調整区域の畑でございます。

提出された営農計画によると、農地の一部が下がっており、水はけを改善するため

に土を入れるとのこと。農地改良後は、露地野菜の作付を行う予定です。

工事の概要としては、地盤高で最高4.4cm土を入れる予定で、周辺農地への被害防除策としては、境界から1mは盛土をしない計画です。

搬入する土につきましては、同じ場所で計画している建築現場から発生する建設残土を使用します。

工事時期につきましては、9月9日から9月30日までを予定しています。

内容につきましては以上になります。ご審議よろしくお願いたします。

議 長 　　ただいま、議案第18号、農地改良工事施工届出について、提案理由並びに補足説明がございました。

本案は、さきの農地部会において協議・検討されております。

飯島英勝農地部会長より協議概要の報告と地区担当委員の発言を併せて求めます。

飯島農地部会長 本件につきましては、今説明があったこの図面の右側を見ていただきたいのですが、建設予定地、それから下に農地改良予定地とありまして、この改良値に上の建設予定地の建設に伴う残土をこの農地へ振りますと。周りの関係もあるので、一番盛るところで、低いところで2cm、それから、高いところで4cmという状態で、ほかへの流出等々はないような形で施工しますということで現場は見ております。

以上です。

議 長 　　農地部会長並びに地区担当委員の意見を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。

小 泉 委 員 　　直接関係ないのですが、この建築予定地の所有者というのは大矢さん。

事 務 局 　　そうです。

小 泉 委 員 　　何に使うのですか。

事 務 局 　　居住、住宅です。

小 泉 委 員 　　住宅ですか。

事 務 局 　　はい。

小 泉 委 員 　　そこから出る残土を最大で4cm、薄いところは2cmをすきならして、畑として使うということですか。

事 務 局 　　そうです。露地野菜を作ります。

小 泉 委 員 　　分かりました。結構です。

議 長 　　そのほか、いかがでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第18号、農地改良工事施工届出について、本案、部会長報告は「承認」であります。部会長報告のとおり「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第18号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第13、議案第19号、座間市農業委員会規程の一部改正について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第13、議案第19号、座間市農業委員会規程の一部改正について。

座間市農業委員会規程について一部改正をしたいので、議決を求めます。

令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

資料は本日お配りしておりますものの一番上に、座間市農業委員会規程と書いてあるものをご覧ください。

こちらは市の最上位計画である総合計画の策定に伴い、事務分掌の見直しを行い、さらに組織改編を行い部署の統廃合が行われることから改正するものでございます。

農業委員会規程につきましては、事務分掌の見直しによる改正でございます。

めくっていただきますと5枚目、6枚目なのですがすけれども、見にくくて申し訳ないのですが、新旧対照表がございます。これまでの農業委員会規程の中に、農業委員会の事務分掌ということで農業委員会が何をやるのかという仕事はずらりと書かれていたのですが、市長部局がこれの見直しを行っておりまして、この部分をなるべく簡潔に書くようにという方針で見直しを行ったものですから、行政委員会である農業委員会も事務分掌の見直しをしたものでございます。

項目としては減っておりますが、業務が特に変わるわけではなく、ここに書かれていないものについては、そのさらに下の事務担当ですとか、そういうところで担当を決めて事務を行っていくこととなります。それに伴う一部改正でございます。

読み上げたほうがよろしいでしょうか。

農業委員会規程の第8条、事務分掌というところに、それまでは農業委員会の公印の保管に関することであったり、委員会の予算経理、物品の出納保管、総会に関すること、議案その他会議に関する文書の取扱いに関することと細かくずらりとあったの

です。事務局がふだん行っていることなのですから、その細かいところを、お配りした資料の一番後ろ、裏の「改正案」というところに「委員会の庶務及び定例総会に関すること」ということで一まとめにしております。

ただ、これをまとめたからといって例えば、議事録を作らないのか、文書の取受はしないのか、発送はしないのかということではなくて、ここからさらに細分化した事務分担で定めていくということでございます。

ただ、ほかに性質の異なる農業者年金に関することであつたり、農業委員会法第6条、各条に掲げる事項、それから、国有農地に関してのこと、農地調整事務に関することは、庶務とは言えないので、これはそのまま残してあります。こういった改正でございます。

以上です。

議長　　この農業委員会の内容の改正でございます。何か皆さんから、今の説明で分からないところがあったら。私も分からないのですけれども。

小泉委員　新旧対照表が新旧対照表になっていないのではないですか。どこがどう変わったのかというのが全く分からない。

そして、一番最後のページに改正案があります、その手前が現行で。改正案のアンダーバーが引いてあるところ、ここが変更の対象になっているのか、もう一回よく分かるように説明をしていただきたいと思います。

事務局　　ページが振っていないのですが、5枚目の裏と6枚目の表、これが今の規程です。これが6枚目の裏のように変わるということなのです。

あまりにも短くなったので、改正後が1枚に収まって、改正前が2ページにわたっていると思っていただいて、5枚目の裏の現行の下線が引いてあるところ、これがなくなるということです。ここで言うと、「委員会の予算経理及び物品の出納保管」というのがなくなります。その次の「総会に関すること」というのもなくなります。

「議案その他会議に関する文書の取扱いに関すること」、「規程等の制定・改正及び廃止に関すること」、「議事録の作成に関すること」、文書の何とか、諸証明とか、「関係行政機関との連絡に関すること」、「農地台帳の整備及び保管に関すること」というのがなくなって、「委員会の庶務及び定例総会に関すること」というこの6枚目の裏の文言に変わるということです。

それから、5枚目の裏の一番下のところに「農業者年金事務に関すること」という

のがあるのですけれども、これは、この「事務」という言葉を取って「農業者年金に関すること」。

実は、農業者年金には、あまり皆様にお話ししたことはないのですけれども、農業者年金の加入ですとか、あるいは死亡に伴う支給開始などという手続を事務局で行っております。なので、そういったものが事務分掌に入っているということです。

それから、6ページの表のところの真ん中、「国有農地等の維持管理に関すること」ということの「等の維持管理」を省いております。改正後は「国有農地に関すること」とまとめてあります。

お分かりいただけましたでしょうか。見にくくて本当に申し訳ないです。

小泉委員 廃止案のところのアンダーバーは何なのですか。「委員会の庶務及び定例総会」というのは、こう変わったという。

事務局 そうです。こういう文字に変わるという下線です。

議長 その他どうですか。

小野委員 現行のアンダーバーのところは、全部、これは「委員会の庶務及び定例総会」にまとめられて削るということですか。

事務局 削るというか一まとめにしたということですか。

小野委員 この言葉でくくられるということですか。

事務局 そうです。やることは、この現行の内容を「委員会の庶務及び定例総会」というくくりの中で行っていくということなので。

小野委員 行っていくことに関しては。

事務局 変わらない。

小野委員 やることは変わらないのですけど、文章としては残さない。

事務局 文章としては、この「委員会の庶務及び定例総会」という形で残しますが、削除したものは事務分担に記載します。

議長 私から質問して申し訳ないのですけれども、細目については全て削除して包括するというお話なのですけれども、それはそれでいいのですけれども、将来に向けて、この細目についてはどこかに残るのですか。まるっきりもう残らないのですか。

事務局 このなくなる部分については、我々の事務分担という部分には全部そのまま残っています。例えば、総会に関することは主担任が誰で、副主担任が誰でというものがあるのですけれども、そちらには全部残ってあります。なので、仕事がなくなったりとか、

あのような仕事をしていましたかということにはならないです。それは大丈夫です。

議長 これはだから、農業委員会の規程改定ですよ。

事務局 はい。

議長 そうすると、この改正案を見させてもらうと、「委員会の庶務及び定例総会に関すること」ということで内容の詳細が全て包括されていますよね。

事務局 はい。

議長 そうすると、農業委員会としては、業務内容はこれだけやればいいのですよねということになってしまうのです。

今言われたのは、事務のほうはありますというお話ですけれども、我々農業委員は、そこまである部分、入り込んで行っている部分があるわけです。それをなくすということは、庶務というのは、では何ですかという話にもなるわけですけれども、まるっきり詳細がこれだと読めないのです、こういう改正案だと。

事務局 これは、農業委員会事務局の事務分掌を定めているものです。なので我々の業務といえますか、農業委員皆様の活動のことではなくて、農業委員会事務局の事務についてですので、ふだん、このようなことを行っているのだなと思ってもらえればいいかと思えます。

当然、議事録の作成は当然、当たり前ですし、文書が来れば取受、受けますし、発送もしますし、証明の申請があれば発行するのですけれども、それを一々ここに書くのではなくて、庶務にまとめようというものでございます。

議長 それは理解できるのですけれども、そもそもこの頭の表題が「座間市農業委員会規程」ということで、少なくとも職員規程とは入っていないわけです。結局これは農業委員会の業務内容を総括したものだと思うのです。従前、20項目ぐらいあったものが1項目で掌握されてしまっているわけです。それでは、どこまでやったらいいのかという、それ以上やる必要はないのではないかということも出てくるわけです。それを含めてどうでしょうか。

事務局 今回改正する第8条は「係の事務分掌は、次のとおりとする」ということですので、この係というのはもう事務局、庶務係のことなのです。

ここは皆様のふだんの農業委員としての活動の部分ではなくて、あくまでもここは事務局の事務分掌はこうだと定めているのです。第8条の「係の事務分掌は、次のとおりとする」という記載があるのですけれども。なので、我々の仕事の仕方として

変わることはないですけれども、ここの事務分掌にのせる上で、今まで、本当に当たり前のようになってきたことをわざわざのせることはなくて、ざっくりとまとめて、細かいことはさらに下の事務分担というものに定めるというものでございます。

ですから、ほかの項を見ると、例えば、会長はこのような権限がありますというのは、5条であったり、6条であったりでいろいろ決まっていますのですけれども、この8条の部分はあくまで事務局の部分です。

議長 分かりました。では、この新旧対照表は、あくまでも事務局関係の仕事という掌握でよろしいわけですね。

事務局 はい。

議長 その他、何かございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第19号、座間市農業委員会規程の一部改正について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第19号は原案のとおり承認することに決しました。

次に、日程第14、議案第20号、座間市農業委員会職員倫理規程の一部改正について議題といたします。

事務局より提案理由並びに補足説明を求めます。

事務局 日程第14、議案第20号、座間市農業委員会職員倫理規程の一部改正について。座間市農業委員会職員倫理規程について一部改正したいので、議決を求めます。令和5年3月27日、座間市農業委員会会長、井上俊春。

こちらにつきましては、先ほど申し上げた第五次総合計画の策定に伴い組織改編を行ったことから、今ある部や局や室のうち、室という、今、市長室という部署があるのですけれども、その市長室がなくなることで「室」がなくなるので「室長」という職名がなくなることに伴う改正でございます。

お配りした資料の座間市農業委員会職員倫理規程の2枚目をご覧ください。

これは見やすいと思います。

現行と改正案が並んであり、「室長」という言葉がなくなります。なくなるので「並びに」という言葉を使わなくなって「部長及び会計管理者」となるという改正で

す。

以上です。

議長 ただいま、議案第20号、座間市農業委員会職員倫理規程の一部改正について、提案理由並びに補足説明がございました。

ただいまの説明を参考に、これより質疑に入ります。ご質疑ございませんか。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、質疑を打ち切り、これより採決を行います。

議案第20号、座間市農業委員会職員倫理規程の一部改正について、「承認」することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 挙手全員。よって、議案第20号は原案のとおり承認することに決しました。

以上で、議案審議は全て終了しました。

委員の皆様、推進委員の皆様、ここまでで何かございましたら、質疑、ご意見どちらでも結構です。よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 それでは、事務局から何かございましたら。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 以上で、令和5年第3回座間市農業委員会定例総会を閉会いたします。

午後2時35分閉会

以上の顛末をここに記載し、相違ないことを証するために署名します。

議 長 _____

4 番 _____

11 番 _____